

旅行業約款 募集型企画旅行契約の部

第一章 総則

(適用範囲)

当社が旅行者との間に締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この契約の定めるところによります。この契約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利益にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

この契約で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2 この契約で「国内旅行」とは、当社のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

この部で「通信契約」とは、当社又は当社の募集型企画旅行を当社とする会員が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカードによる電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みによって締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対してする募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第二条第2項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払ふことを内容とする募集型企画旅行契約といいます。

この部で「電子承認通知」とは、契約の申込みに対する承諾の方法であつて、情報通信の技術を利用する方法のうち当社又は当社の募集型企画旅行契約の旅行代金等を超えてする電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機（以下「電子計算機等」といいます。）と旅行者が使用する電子計算機等とを連絡する電子通信回線を通じて送信する方法により行うものをいいます。

5 この契約で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

(旅行契約の内容)

当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(手配代行者)

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼ねて行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第二章 契約の締結

(契約の申込み)

第五条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社に通常想定の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項（以下次項において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第一項の申込金は、旅行代金又は取消料ではなく費用の一部として取り扱います。

募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。

5 前項の申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

(電話等による予約)

当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の特點では契約は成立しておりますが、旅行者は、当社に予約の申込書の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第一項又は第二項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出すれば会員番号等を通知しなければなりません。

2 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があつたとき又は会員番号等の通知があつたときは、募集型企画旅行契約の締結の債権は、当該予約の締結の債権によることになります。

3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかつたものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)

当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

応募旅行者が募集規定に定めましたとき。

旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

運賃契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて清算できないとき。

旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団、闘争団体又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。

旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

旅行者が、風呂を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の専用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。

その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時期)

第八条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第五条第一項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承認通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行の条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約に手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)

前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示する重要な運送機関の名称を記載して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日から起算し直さなければなりません。

第十条 さてのぼりて七日前に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込がなされた場合には、旅行開始日までの前日から起算して直さなければなりません。

2 前項の規定において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあつたときは、確定書面の交付前であつても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかつたものとして取り扱います。

(情報通信の技術を利用する方法)

当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行の条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 通信契約は、前項の規定に従つて運送機関等の運送料又は宿泊機関等の宿泊料を含むことなく、費用の支払を以て契約書面に記載する方法（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの料金を除く）を提供する方法を用います。

3 旅行者の申込書に記載された旅行代金の額を変更する場合は、当該契約書面に記載した旅行代金の額を変更することがあります。

2 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当該契約書面に記載した旅行代金の額を変更することになります。

3 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当該契約書面に記載した旅行代金の額を変更することになります。

(旅行代金)

第十二条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2 遅延契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金等の支払いを受けています。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第三章 契約の変更

(契約内容の変更)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴虐、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に由らない運送サービスの提供その他の当社の開き得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかにその理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。

2 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

3 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行の条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約に手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

(確定書面)

前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示する重要な運送機関の名称を記載して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日から起算し直さなければなりません。

第十条 さてのぼりて七日前に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込がなされた場合には、旅行開始日までの前日から起算して直さなければなりません。

2 前項の規定において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあつたときは、確定書面の交付前であつても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかつたものとして取り扱います。

(旅行者の変更)

第十五条 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2 提出しなければなりません。

3 第一項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があつた時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第四章 契約の解除

(旅行者の解消権)

旅行者は、いつでも表第一に定める取扱料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解消することができます。通信契約を解消する場合にあつては、当社は、提携会社のカードにより所定の旅券への旅行者の署名なくして契約書面に記載する方法（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの料金を除く）を提供します。

2 旅行者は、前項の規定において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあつたときは、確定書面の交付前であつても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3 旅行者が第一項の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかつたものとして取り扱います。

(契約解除権等の解除権)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴虐、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に由らない運送サービスの提供その他の当社の開き得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかにその理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。

2 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

3 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

(契約の解消)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴虐、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開き得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかにその理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。

2 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

3 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

(契約の解消権)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴虐、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開き得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかにその理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。

2 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

3 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

(契約の解消)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴虐、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開き得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかにその理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。

2 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

3 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。

(契約の解消)

当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴虐、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の開き得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかにその理由及び当該事由の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。

2 旅行者又は旅行代金等を支払うべき金額を変更する場合は、当社が契約内容の変更に同意する旨の通知を発した時に成立するものとします。